

「アートでふらっと倉敷」実施業務 プロポーザル仕様書

1 事業の概要

(1) 概要

倉敷市の強みの一つであるアート施設への観光誘客を促進するため、市内の美術館やギャラリー等のアート施設でアート作品の展示をPRするほか、周辺の飲食店でオリジナルスイーツを提供し、「アート」と「スイーツ」を同時に楽しむことができる周遊型観光キャンペーンを実施する。このことにより観光客の滞在時間の延長や観光消費の拡大などを図り、地域経済の活性化を目指す。なお、令和7年度に開催される大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭への来訪者を倉敷市内に誘客する取り組みや、インバウンド対応に係る取り組みが含まれることが必要である。

(2) 事業名

アートでふらっと倉敷

(3) 実施期間

令和7年10月1日（水）～11月30日（日）

(4) 実施場所

倉敷美観地区を含むJR倉敷駅周辺を中心とした市内全域

(5) ターゲット

市外・県外（主に関西圏）からの観光客、海外からの観光客

(6) 参加スポットの目安

- ・アート施設：10施設程度
- ・飲食店：10店舗程度

2 業務委託内容

(1) アート施設の魅力発信等

倉敷市内の美術館やギャラリーなどの文化・観光施設と連携し、各施設で実施されるアート作品展のPRを行う。

ア 参加施設の募集・交渉・管理

ホームページ等により、参加を希望する施設の募集を行うほか、期間中の交渉・管理を行うこと。

※募集要項は、委託者が作成する。

イ 素材の収集・確認等

参加施設から、写真や原稿等の収集を行うこと。また、必要に応じて撮影や原稿の修正などを行うこと。

(2) スイーツの魅力発信等

大原美術館が所蔵する絵画をモチーフにしたオリジナルスイーツを参加店舗に開発・提供してもらうとともに、それらの複製画を各店舗に飾り、アート・スイーツの一体的なPRを行う。

ア 参加店舗の募集・交渉・管理

- ・ホームページ等により参加店舗の募集を行うこと。
※募集要領は、委託者が作成する。
- ・期間中の交渉・管理を行うこと。
- ・倉敷美観地区内または周辺（倉敷美観地区から徒歩5分圏内程度）の店舗を1つ以上含むこと。
- ・和の要素を取り入れたスイーツを含むこと。

イ スイーツの撮影等

各店舗で提供するスイーツの撮影や原稿の収集・確認等を行うこと。

ウ 大原美術館との調整等

絵画の選定や複製画の手配など、当該事業に必要な調整を行うこと。

※事業内容については、大原美術館の承諾済。

（複製画の費用は受託者が負担すること）

(3) 事業PR

ア パンフレット・ポスター制作（デザイン・ライティング・印刷）

- ・パンフレットデザインのイメージを制作し、提案すること。
※倉敷の街並みに調和したデザインにすること。

【仕様等】

※【仕様等】は参考であり、キャンペーンを効果的にPRするため変更してもよい。

①パンフレット

- ・仕様：A4、中綴じ、8ページ、両面4色カラー、コート90K程度
- ・部数：15,000部程度

②市内掲示用ポスター

- ・サイズ：A2
- ・部数：30部程度

※パンフレットデザインを流用してもよい。

- ・納品場所：参加アート施設・飲食店及び倉敷市観光課（下記イも同様）

③JR掲示用ポスター

- ・サイズ：B1
- ・部数：10部程度
- ・JR駅構内掲示の仕様に沿ったものとする。

（利用の文面等を下帯部分に200mm以上入れたものとする等の条件あり）

- ・納品場所：倉敷市観光課

イ 参加スポット掲出物の制作（デザイン・制作）

- ・参加者が参加スポットであることを容易に認識できるよう、スポットの入り口付近に掲出する物を提案すること

※タペストリー、ポスター、シール等問わないが、掲出しやすい形状のもので、倉敷の街並みに調和したデザインにすること。

ウ キャンペーンサイト制作

(ア) ホームページの制作

- ・パンフレットのデザインに準ずるものとし、掲載内容もその内容を全て網羅すること。

- ・URLは「<https://www.kurashiki-tabi.jp/campaign/art2025/>」とすること。

- ・ウェブアクセシビリティに配慮し「JIS X8341 3:2016 等級AA」に準拠したレイアウト及びデザインで、かつ、既に委託者が導入している多言語自動翻訳サービスによる多言語化対応を考慮した設計とすること。(自動翻訳により翻訳されやすいよう、テキスト文字等を配置するなど工夫すること。)

※多言語自動翻訳サービスは、(株)高電社のWebサイト自動翻訳サービス「Myサイト翻訳」を用いることを前提とする。

※バグフィックスについては、委託期間後も無償対応すること。

(イ) 各記事のスマートフォン及びタブレット端末用ページの制作

(ウ) キャンペーンサイトは海外観光客への対応として英語表記のページのものも制作すること。

(エ) 「倉敷観光WEB」掲載用バナーの制作

PCサイト及びスマートフォンサイトに掲載するバナーを制作すること。サイズ等については、委託者と協議の上、決定する。

(オ) アクセス解析の設置

委託者が利用しているGoogleアナリティクスによるアクセス解析を行うため、ページヘッダー部分に委託者が指定するコードを記述すること。

(カ) サーバへのファイル転送及び正常動作の確認

エ お披露目会の実施

キャンペーン開始前に、報道機関等へのオリジナルスイーツのお披露目会を実施すること。また、スイーツだけでなくアート施設への誘客につながるよう工夫すること。なお、飲食店との調整や会場の手配など、実施に際しての一切の段取りは受託者が行うこと。

オ PR映像制作

アート施設及びスイーツの魅力が伝わる動画もしくは静止面のスライドショーを作成し、岡山駅周辺のサイネージにて放映する。再生時間は5分程度とする。なお動画は大阪・関西万博会場で放映できるものとし、日本語および英語表記を入れること。

オ 情報発信

アート及びスイーツの魅力が相乗的に伝わるような情報発信を行うこと。特にWEBやSNSを活用した発信や、現地において参加意欲が高まるようなPRを行うこと。なお、「アートのまち倉敷」のインスタグラムアカウントを有効に活用することが望ましい。

(4) 周遊促進に向けた仕掛けづくりの企画・実施

アート施設とスイーツ店舗を巡る契機となるような仕掛けづくりを企画・実施すること。参加者へ参加賞や抽選プレゼント等を実施する場合は、景品等はアートに関連

したものとし、受託者が選定・手配・発送を行うこと。なお、倉敷の魅力を活かした内容であることが望ましい。

(5) 大阪・関西万博会場でのPR資材の制作

ひょうごフレンドシップウィークに3日間出展。詳細は未定であるが、長机1本程度のスペースで芸術をテーマにワークショップおよび観光PRを実施する。

倉敷市への誘客を促す仕掛けとして、ワークショップでしおりを作成し、イベント期間中に倉敷市内の指定の場所へ提示した人に記念品を贈呈することを検討している。使用する素材については、委託者と協議の上、決定する。記念品は実行委員会事務局が提供。

なお、アートや地域の特産品のPRと倉敷市への誘客が効果的にできる他の提案に変更しても差し支えない。

ア しおり

- ・部数：3,000枚（2、3種類用意すること）
- ・仕様：真田紐を通す穴をあけること。しおりに大原美術館所蔵の絵画を印刷することとし、大原美術館との必要な調整も行うこと。

※事業内容については、大原美術館の承諾済。

イ 真田紐（倉敷特産品を使用）

- ・部数：3,000本（3種類以上用意すること）
- ・10センチ程度にカットしたもの

ウ スタンプ

提示されたしおりに捺すスタンプを用意すること。

- ・個数 4セット
- ・しおりのデザインに合うものにする。こと。（既製品も可。）

(6) 独自提案

上記のほか、本業務の効果を高めるための策があれば提案すること。

(7) その他

ア 事業効果の調査・分析

次の（ア）（イ）の調査を実施し、本事業の実施による効果についても併せて分析すること。なお、調査・分析の結果については、後記の実施報告書により取りまとめること。

(ア) 参加者へのアンケート調査の実施

参加者の性別や年齢、キャンペーン満足度等の情報収集を行い、統計データをまとめること。

(イ) 参加スポットへのアンケート調査の実施

各スポットの来館者数やオリジナルスイーツの販売実績などの集計を行うこと。

イ 事業全体の企画運営・進行管理

ウ その他事業の実施に必要な業務

3 報告書等の提出

(1) 事業実施報告書の提出等

ア 提出期限

令和8年1月30日（金）

イ 提出場所

「アートのまち倉敷」実行委員会事務局（倉敷市観光課内）

ウ 提出物

(ア) 実施報告書 1部

- ・印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。
- ・グラフや表を活用し、分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- ・各施設・店舗毎の参加者数や実施状況の写真等をまとめること。

(イ) 業務完了報告書 1部

(ウ) パンフレットデータ 1部

以下のデータを収納すること。

- ・印刷用版下データ
- ・PDFデータ
- ・使用した写真データ

(2) 成果物について

- ・提出期限内に指定された場所に提出すること。
- ・成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。
- ・業務実施状況等を分かりやすく編集すること。

4 留意事項

- (1) 本業務にて作成する一切の成果物の権利は、全て委託者に帰属するものとする。ただし、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等や外部メディアに掲載された記事や画像、第三者が著作権を有する写真等の素材は含まないものとする。
- (2) パンフレットやホームページに掲載する施設等の情報・写真等については、原則として受託者の責任において収集すること。また、必要に応じて、掲載許可等を取得すること。なお、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (3) 本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、委託者受託者協議により業務を進めるものとする。
- (4) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施に当たっては、委託者と十分協議した上で行うものとする。